

## 肥料販売業務の手引き －届出について－

1. 肥料販売開始時の届出と必要書類 . . . . . 1
2. 届出事項に変更が生じた時の届出 . . . . . 1
3. 肥料販売業務を廃止した時の届出 . . . . . 2
4. 各種届出様式のダウンロードについて . . . . . 3
5. 提出方法について . . . . . 3
6. 販売業者保証票・肥料の品質の確保等に関する  
法律に基づく表示について . . . . . 3
  - ・ 肥料販売業務開始届出書の様式と記載例 . . . 4
  - ・ 肥料販売業務開始届出事項変更届出書  
の様式と記載例 . . . 7
  - ・ 肥料販売業務廃止届出書の様式と記載例 . . . 10

令和5年8月

千葉県農林総合研究センター検査業務課

### <各届出の提出先及び問い合わせ先>

千葉県農林総合研究センター 検査業務課  
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町941-1  
電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876  
メールアドレス：koyashi@pref.chiba.lg.jp

## 1. 肥料販売開始時の届出と必要書類

肥料を販売するには、販売を始めた日から2週間以内に都道府県知事に届け出なければなりません（肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項）。

※肥料を無償で譲渡する場合、販売業者の届出は不要です。今は無償でも、将来金銭を受け取る可能性がある場合は届出をお願いします。

### (1) 肥料販売業務開始届出書（様式p.4、記載例 p.5）

- 1部提出してください。受理後、届出番号を記入した副本を返送します。
- 届出様式中のカッコ書き部分（郵便番号、電話番号、連絡先、e-mail等）もあわせて記載してください。
- 副本の返送先が届出者の住所氏名と異なる場合は、返送先を別記指定してください。

### (2) 肥料販売業務開始届出書の添付書類

- 法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（コピーでも可）
- 個人の場合：住民票（コピーでも可）又は運転免許証の写し（表・裏）
- ※ ただし、特殊肥料生産（輸入）業者届出と同時に提出する場合は不要です（特殊肥料生産（輸入）業者届出に添付したもののみで可）。
- 県内に複数の販売事業場又は保管施設がある場合、販売事業場及び保管施設一覧表（販売事業場及び保管施設の所在地、名称、電話番号）を添付してください（p.6の記載例参照）。

## 2. 届出事項に変更が生じた時の届出

肥料販売業務開始届出事項に変更が生じた場合は、その日から2週間以内に届けなければなりません（肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項）。

### (1) 肥料販売業務開始届出事項変更届出書（様式 p.7、記載例 p.8）

- 1部提出してください。受理後、副本を返送します。
- 変更事項は新・旧で列記してください。届出書に書ききれない場合は、別紙を添付してください。
- 届出様式中のカッコ書き部分（郵便番号、電話番号、連絡先、e-mail等）もあわせて記載してください。
- 副本の返送先が届出者の住所氏名と異なる場合は、返送先を別記指定してください。

### (2) 肥料販売業務開始届出事項変更届の添付書類（変更内容が確認できる書類）

ア 届出者の内容に変更が生じた場合

- 法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（コピーでも可）
- 個人の場合：住民票（コピーでも可）又は運転免許証の写し（表・裏）
- 販売事業場及び保管施設の一覧表（県内に複数ある場合）（p.6の記載例参照）

イ 販売事業場及び保管施設に変更が生じた場合（県内に複数ある場合）

- 販売事業場及び保管施設の新旧一覧表（販売事業場及び保管施設の所在地、名称、電話番号）（p.9の記載例参照）。

### (3) 変更事項と提出書類一覧

変更事項	提出書類
届出者住所又は住所表記 届出者氏名（法人にあっては法人名称、代表者氏名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料販売業務開始届出事項変更届出書</li> <li>・住民票又は運転免許証の写し（表・裏）（個人）、履歴事項全部証明書（法人）</li> <li>・販売事業場及び保管施設の一覧表（複数ある場合）</li> </ul>
新たに法人を設立した時 ※事前に御相談ください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料販売業務廃止届出書（廃止した法人）</li> <li>・肥料販売業務開始届出書（新たに設立した法人）</li> <li>・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（新たに設立した法人）</li> <li>・販売事業場及び保管施設の一覧表（複数ある場合）</li> </ul>
個人経営から法人経営へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料販売業務廃止届出書（個人）</li> <li>・肥料販売業務開始届出書（法人）</li> <li>・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人）</li> <li>・販売事業場及び保管施設の一覧表（複数ある場合）</li> </ul>
法人経営から個人経営へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料販売業務廃止届出書（法人）</li> <li>・肥料販売業務開始届出書（個人）</li> <li>・住民票又は運転免許証の写し（表・裏）（個人）</li> <li>・販売事業場及び保管施設の一覧表（複数ある場合）</li> </ul>
個人経営の経営主が経営移譲 （例 父親から息子へ経営移譲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料販売業務廃止届出書（旧経営主）</li> <li>・肥料販売業務開始届出書（新経営主）</li> <li>・住民票又は運転免許証の写し（表・裏）（新経営主）</li> <li>・販売事業場及び保管施設の一覧表（複数ある場合）</li> </ul>
販売事業場又は保管施設の追加、一部廃止、所在地など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料販売業務開始届出事項変更届出書</li> <li>・新旧の販売事業場及び保管施設の一覧表（複数ある場合）</li> </ul>

※変更事項や提出書類など不明な点をご相談ください。

### 3. 肥料販売業務を廃止した時の届出（県内全ての販売事業場の廃止）

肥料販売業務を廃止した日から2週間以内に「肥料販売業務廃止届出書」を提出してください（肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項）。

#### (1) 肥料販売業務廃止届出書（様式 p.10、記載例 p.11）

- 1部提出してください。受理後、副本を返送します。
- 届出者の届出事項（住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名））に変更が生じている場合は、肥料販売業務廃止届出書の余白に変更前の届出事項を記載してください。

○届出様式中のカッコ書き部分（郵便番号、電話番号、連絡先、e-mail等）もあわせて記載してください。

○副本の返送先が届出者の住所氏名と異なる場合は、返送先を別記指定してください。

○県内に複数の販売事業場があった場合、販売事業場及び保管施設一覧表（販売事業場及び保管施設の所在地、名称、電話番号）を添付し、本届出によって廃止する事業場をもれなく明記してください（ p. 6 の記載例参照）。

#### < 注 意 >

廃止届を提出するのは、千葉県に届け出ていた全ての販売事業場で、その業務を廃止した時です。複数の販売事業場のうち、一部の販売事業場を廃止した場合、廃止届ではなく、変更届となります

## 4. 各種届出様式のダウンロードについて

届出様式については、千葉県公式ホームページからダウンロードできます。

### 方法①

「千葉県 検査業務」の2語でインターネット検索すると、上位に当課のホームページがヒットします。検査業務の目次→「肥料生産、輸入、販売にかかる各種申請・届出」→「肥料販売にかかる届出様式、手続案内」をクリックし、該当する「様式」を開いてください。

### 方法②

「千葉県公式ホームページのトップページ」→「県政情報・統計（右から2番目）」→「行政手続案内」→キーワード検索で『肥料販売にかかる届出』と入力し検索→「【肥料の品質の確保等に関する法律】肥料販売にかかる届出」をクリックし、該当する「様式」を開いてください。

## 5. 提出方法について

各届出は、郵送、FAX、e-mailにて受け付けております。

【宛先】千葉県農林総合研究センター 検査業務課  
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町9 4 1 - 1  
電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876  
メールアドレス：koyashi@pref.chiba.lg.jp

## 6. 販売業者保証票・肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示について

肥料販売業者は、肥料の容器や包装を開ひらいたり、変更したとき、又は容器や包装のない肥料を容器に入れたり包装したときは、肥料の容器又は包装の外部に販売業者保証票（普通肥料）や肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示（特殊肥料）を付さなければなりません。保証票・表示について御不明な点は御相談ください。

# 肥料販売業務開始届出書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

(〒 ー )

住所

(法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名)

氏名

(電話番号： )

(FAX番号： )

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

## 記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の職名・氏名及び主たる事務所の所在地）  
氏名

住所（〒 ー ）

- 2 販売業務を行う事業場の所在地（名称、電話番号があれば記載する。）

（〒 ー ）（電話番号： )

所在地：

（名称： )

- 3 本県内にある保管する施設の所在地（名称、電話番号があれば記載する。）

（〒 ー ）（電話番号： )

所在地：

（名称： )

連絡先（※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。

また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。）

〒 (電話番号： FAX番号： )

住所

氏名（担当部署）

（担当者）

(e-mail)

(記載例)

肥料販売業務開始届出書

届出日を記入します。

令和〇〇年〇月〇日

知事の氏名を記入します。

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

(〒266-0014)

住所 千葉県千葉市緑区大金沢町941-1

(法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名)

氏名 千葉肥料株式会社

代表取締役 千葉 太郎

(電話番号：043-291-1875 )

(FAX番号：043-291-1876 )

個人は住民票又は運転免許証、法人は登記簿謄本に記載どおりの住所・氏名(法人の場合、法人名称・代表者の職名及び氏名)を記入します。

個人商店や任意組織の名称等は記入しません。

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の職名・氏名及び主たる事務所の所在地)

氏名 千葉肥料株式会社

代表取締役 千葉 太郎

住所(〒266-0014) 千葉県千葉市緑区大金沢町941-1

- 2 販売業務を行う事業場の所在地(名称、電話番号があれば記載する。)

(〒266-0014) (電話番号：043-291-1875)

所在地：千葉市緑区大金沢町941-1

(名称：千葉肥料株式会社 本店)

個人商店や任意組合等の場合、ここに名称を記入します。

例) 〇〇商店、△△生産組合、□□牧場、▽▽肥料工場  
特に名称のない場合、届出者の氏名又は法人名称をそのまま記入します。

- 3 本県内にある保管する施設の所在地(名称、電話番号があれば記載する。)

(〒266-0014) (電話番号：043-2

所在地：千葉市緑区大金沢町941-1

(名称：千葉肥料株式会社 本店)

(〒266-0006) (電話番号：043-291-0151)

所在地：千葉市緑区大膳野町808

(名称：千葉肥料株式会社 堆肥センター)

保管する施設とは、肥料を陳列・保管し、置いてある場所になります。  
2と同じ場合、「同上」でかまいません。

(注)販売業務を行う事業場や保管する施設が複数ある場合は、列記又は別紙として「販売事業場及び保管施設の一覧表」を添付します。(p.6参照)

連絡先(※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。

また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒266-0006 (電話番号：043-291-0151 FAX番号：043-291-5319)

住所 千葉市緑区大膳野町808

氏名(担当部署) 千葉肥料株式会社 堆肥センター

(担当者) 肥料担当 鈴木 花子 (e-mail) abcdefg@〇〇.co.jp

(別紙)

販売事業場及び保管施設の一覧表

NO.	販売事業場			保管施設				
	名称	所在地	電話番号	備考	名称	所在地	電話番号	備考
1	〇〇株式会社 本店	〒266-0006 千葉市緑区大膳野町808	043-291-0151		同左			
2	〇〇株式会社 千葉支店	〒266-0014 千葉市緑区大金沢町941-1	043-291-1875		同左			
3	〇〇株式会社 本千葉支店	〒266-0014 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2888		同左			

○複数の販売事業場がある場合の事業場一覧表（記載例）

# 肥料販売業務開始届出事項変更届出書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

(〒 ー )

住所

(法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名)

氏名

(電話番号： )

(FAX番号： )

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

## 記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

(届出受理番号：千葉県第 号 )

連絡先 (※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。  
また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒 (電話番号： FAX番号： )

住所

氏名 (担当部署)

(担当者)

(e-mail)



## (記載例)

### 肥料販売業務開始届出事項変更届出書

届出日を記入します。

知事の氏名を記入します。

令和〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

(〒266-0014)

住所 千葉県千葉市緑区大金沢町941-1

(法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名)

氏名 千葉肥料株式会社

代表取締役 房総 一郎

(電話番号：043-291-1875)

(FAX番号：043-291-1876)

個人は住民票又は運転免許証、法人は登記簿謄本に記載どおりの住所・氏名(法人の場合、法人名称・代表者の職名及び氏名)を記入します。

**個人商店や任意組織の名称等は記入しません。**

さきに令和△△年△△月△△日付けで肥料の品質の確保等に関する法律23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

**「肥料販売業務開始届出書」の届出日を記入します。**

#### 1 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇月〇日

変更した事項ごとに日付を記載します。

(2) 令和〇〇年〇月△△日

#### 2 変更した事項

(1) 代表者の氏名 (新) 房総 一郎

(旧) 千葉 太郎

(2) 販売事業場及び保管施設の追加

変更内容を(新)・(旧)で列記します。

販売業務を行う事業場や保管施設の追加・一部廃止の場合は、(新)・(旧)の所在地、名称、電話番号を列記又は「**販売事業場及び保管施設の新旧一覧表**」を添付します。(p.9参照)

(新) ① 所在地：〒266-0014 千葉市緑区大金沢町941-1

(名称：千葉肥料株式会社 本店) (電話番号：043-291-1875)

② 所在地：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

(名称：千葉肥料株式会社 本千葉店) (電話番号：043-223-2888)

(旧) ① 所在地：〒266-0014 千葉市緑区大金沢町941-1

(名称：千葉肥料株式会社 本店) (電話番号：043-291-1875)

#### 3 変更した理由

(1) 役員改選のため

(2) 営業店舗の開店のため

(届出受理番号：千葉県第 〇〇〇〇 号)

「肥料販売業務開始届出書」の副本に記載された「**届出受理番号**」を記入します。

連絡先(※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。

また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒266-0006 (電話番号：043-291-0151 FAX番号：043-291-5319)

住所 千葉市緑区大膳野町808

氏名(担当部署) 千葉肥料株式会社 堆肥センター

(担当者) 肥料担当 鈴木 花子 (e-mail) abcdefg@〇〇.co.jp

(別紙)

販売事業場及び保管施設の新旧一覧表

(新)

販売事業場			保管施設					
NO.	名称	所在地	電話番号	備考	名称	所在地	電話番号	備考
1	〇〇株式会社 本店	〒266-0006 千葉市緑区大膳野町808	043-291-0151		同左			
2	〇〇株式会社 千葉支店	〒266-0014 千葉市緑区大金沢町941-1	043-291-1875		同左			
3	〇〇株式会社 本千葉支店	〒266-0014 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2888	追加 平成△年△月△日	同左			追加 平成△年△月△日

○複数の販売事業場がある場合の新旧事業場一覧表 (記載例)

(旧)

販売事業場			保管施設					
NO.	名称	所在地	電話番号	備考	名称	所在地	電話番号	備考
1	〇〇株式会社 本店	〒266-0006 千葉市緑区大膳野町808	043-291-0151		同左			
2	〇〇株式会社 千葉支店	〒266-0014 千葉市緑区大金沢町941-1	043-291-1875		同左			
3	〇〇株式会社 南総支店	〒294-0014 館山市山本1762	0470-22-2604	廃止 平成〇年〇月〇日	同左			廃止 平成〇年〇月〇日

## 肥料販売業務廃止届出書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

(〒 ー )

住所

(法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名)

氏名

(電話番号： )

(FAX番号： )

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条  
第1項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したの  
で、同条第2項の規定により届け出ます。

(廃止した販売事業所の届出受理番号：千葉県第 号 )

連絡先 (※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。  
また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒 (電話番号： FAX番号： )

住所

氏名 (担当部署)

(担当者) (e-mail)

## (記載例)

### 肥料販売業務廃止届出書

届出日を記入します。

知事の氏名を記入します。

令和〇〇年〇〇月〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

個人は住民票又は運転免許証、法人は登記簿謄本に記載どおりの住所・氏名（法人の場合、法人名称・代表者の職名及び氏名）を記入します。

**個人商店や任意組織の名称等は記入しません。**

(〒266-0014)

住所 千葉市緑区大金沢町941-1

(法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名)

氏名 千葉肥料株式会社

代表取締役 房総 次郎

(電話番号：043-291-1875 )

(FAX番号：043-291-1876 )

**「肥料販売業務開始届出書」の届出日を記入します。**

さきに令和△△年△△月△△日付で肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を令和□□年□□月□□日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

肥料の販売業務を廃止した日を記入します。

(廃止した販売事業所の届出受理番号： 千葉県第 〇〇〇〇 号 )

「肥料販売業務開始届出書」の副本に記載された**「届出受理番号」**を記入します。

(注) 販売業務を行っていた事業場や保管する施設が複数あった場合は、別紙として**「販売事業場及び保管施設の一覧表」**を添付します。(p.6 参照)

<変更前の届出者>

住所 千葉市緑区大金沢町941-1

氏名 有限会社千葉肥料 代表取締役 房総 一郎

届出者の届出事項（住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名）に変更が生じている場合は、届出書の余白に変更前の届出者を記載してください。

連絡先（※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。

また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。）

〒266-0006（電話番号：043-291-0151 FAX番号：043-291-5319）

住所 千葉市緑区大膳野町808

氏名（担当部署） 千葉肥料株式会社 堆肥センター

（担当者） 肥料担当 鈴木 花子 (e-mail) abcdefg@〇〇.co.jp